

経済と経営 34-1(2003.6)

〈論文〉

北海道における特定非営利活動法人の現状と課題
——「NPOバンク」という支援体制——

浅野 一 弘

目 次

1. はじめに
2. わが国における特定非営利活動法人の現状
3. 北海道における特定非営利活動法人の現状
 - (1) 北海道における特定非営利活動法人の特色
 - (2) 北海道における特定非営利活動法人への支援体制
 - (a)北海道市民活動促進条例と北海道立市民活動促進センター
 - (b)NPOバンクの実態と問題点
4. 結び—特定非営利活動法人と行政（北海道）との関係—

1. はじめに

近年、公的領域の多元化という現象がさかんにとりあげられるようになってきている。これは、従来行政がになってきた分野に企業あるいは民間非営利組織（NPO）などが参画しつつある状態をさしている。その好例としては、PFIをあげることができる。

また、NPOとの関連でいえば、NPOが短期間にこれほど大きな注目を集めるようになった背景には、同組織の有する“民間性”と“非営利性”を

指摘することができよう⁽¹⁾。すなわち、前者に関しては、「税を原資とする政府（国や自治体）の一律公平かつ網羅的なサービスとは違い、その民間性ゆえNPOはユニークかつ大胆で特化したサービスを供給することができる」からであり、また、後者については、「株主への配当等、利潤追求を一義的に考える必要のないNPOは、本来の目的（＝ミッション）に向け、資源を十分に使いきることができる」からなのである⁽²⁾。

換言すれば、「『社会の隙間（ニッチ）』と呼ばれるところ、すなわち行政も営利企業も対応しない分野は、空間的にも時間的にも広く深く偏在している」のであって、「そこでは、市民とその活動が決定的な意義をもつ場面が、繰り返し立ち現れてきている」ということである⁽³⁾。

今後、“政府の失敗”や“市場の失敗”による負の遺産がさらに顕在化してくるにつれ、NPOに対する期待は増幅していくにちがいない。そこで、本稿においては、まずはじめに、わが国における特定非営利活動法人（以下、たんにNPO法人と略記する）の現状を概観する。つづいて、全国との比較という視点を重視しつつ、北海道内のNPO法人の活動分野および活動地域の特色を検討する。つぎに、北海道におけるNPO法人支援のための体制について紹介する。そこでは、全国でも稀有な「NPOバンク」の事例が中心となろう。そして最後に、北海道での行政とNPO法人との連携について若干の私見を述べてみたいと考えている。

2. わが国における特定非営利活動法人の現状

1998年3月25日、「特定非営利活動促進法」（NPO法）が成立した⁽⁴⁾。同法第1条には、その目的として、「特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与すること」を掲げている。ここでいう特定非営利活動とは、「不特定か

つ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの」(第2条)であり、具体的には以下の12項目からなる。すなわち、①保健、医療又は福祉の増進を図る活動、②社会教育の推進を図る活動、③まちづくりの推進を図る活動、④文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動、⑤環境の保全を図る活動、⑥災害救援活動、⑦地域安全活動、⑧人権の擁護又は平和の推進を図る活動、⑨国際協力の活動、⑩男女共同参画社会の形成の促進を図る活動、⑪子どもの健全育成を図る活動、⑫前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動、である⁽⁵⁾。

では、これら12項目のうち、いかなる領域での活動がさかんであるのか。この点に関して、NPO法人の定款をもとに概観しよう。図1は、2002年9月末時点でのNPO法人の活動分野について記したものである。これによると、もっとも活発な活動を展開している分野は、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」であり、全体の59.6%を占めている。つぎに、「社会教育の推進を図る活動」が45.0%、以下、「前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」の38.8%、「まちづくりの推進を図る活動」の37.1%、「子どもの健全育成を図る活動」の36.7%とつづいている。逆に、あまり活動がさかんでない領域は、「災害救援活動」、「地域安全活動」、

図1 特定非営利活動法人の活動分野について (2002年9月末)
定款に記載された特定非営利活動の種類(複数回答)

保健・医療又は福祉の増進を図る活動	4956	59.6%
社会教育の推進を図る活動	3740	45%
まちづくりの推進を図る活動	3087	37.1%
文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	2441	29.4%
環境の保全を図る活動	2337	28.1%
災害救援活動	636	7.6%
地球安全活動	692	8.3%
人権の擁護又は平和の推進を図る活動	1293	15.6%
国際協力の活動	2019	24.3%
男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	794	9.5%
子どもの健全育成を図る活動	3054	36.7%
前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	3229	38.8%

(注)一つの法人が複数の活動分野の活動を行う場合があるため、合計は100%になりません。

出所：<http://www5.cao.go.jp/j-j/np0/020930bunnya.html> (2002年12月18日)。

「男女共同参画社会の形成の促進を図る活動」であり、おのおの7.6%、8.3%、9.5%となっている。これを活動の種類別の番号に置き換えると、多い方から順に、①、②、⑫、③、⑪、④、⑤、⑨、⑧、⑩、⑦、⑥となる。ここで興味深いのは、災害救援活動がもっとも少なく、わずか7.6%しかない点だ。というのは、わが国において、もともとNPOが注目を集めるようになった直接の契機は、1995年1月の阪神・淡路大震災であったからだ。このときの行政の対応の不備をサポートする趣旨からNPO法の成立がめざされたにもかかわらず、災害救援に関する活動の占める割合がもっとも低いのは目を引く。

つぎに、NPO法人の設立の時期について着目してみよう。NPO法施行(1998年12月1日)後の認証団体数は、1999年2月26日の段階で6であったものが、翌月26日には23、4月23日には137、5月28日には219と急増している。同年11月26日時点では認証数は1,005となり、翌2000年6月30日時点では2,165、同年12月28日には3,156と、およそ半年ごとに約1,000ずつ認証団体が増加していることがわかる。その後も、2001年6月29日までには4,291、同年12月21日までには5,625とおなじようなペースで認証団体はふえていっている。2002年に入ると、その動きは急となり、2002年6月28日には7,375、同年11月30日には8,976と、半年間に1,500を超えるペースにまでなっている⁽⁶⁾。これらの数値からは、わが国において、NPO法人が驚くべき速度で増加していっていることが明らかである。

このように、NPO法人は増加の一途をたどっているが、ここで地域的な分布についてもみてみたい。図2によると、NPO法人がもっとも多い都道府県は東京都で、1,928の認証数をほこる。つぎが大阪府の704であり、以下、神奈川県525、北海道352とつづく。逆に、認証数がもっとも少ないのは島根県で31、つづいて鳥取県の32、富山県の35、徳島県の36となっている。

ここで留意したいのが、北海道の数値である。というのは、人口数がもっとも多い東京都と第2位の大阪府、第3位の神奈川県においてNPO法人の数が多きことはなんら不思議ではない。だが、北海道の場合、人口は全国第

図2 特定非営利活動促進法に基づく申請受理数および認証数,不認証数等(概数)

〈平成10年12月1日～平成14年11月30日累計〉

所轄庁名	受理数 (累計)	認証数 (累計)	不認証数 (累計)	解散数 (累計)	所轄庁名	受理数 (累計)	認証数 (累計)	不認証数 (累計)	解散数 (累計)
北海道	395	352	0	1	京都府	283	253	0	1
青森県	48	44	0	0	大阪府	848	704	0	4
岩手県	80	77	0	0	兵庫県	328	278	2	4
宮城県	148	138	0	0	奈良県	67	58	0	2
秋田県	57	51	0	0	和歌山県	56	51	0	0
山形県	72	63	0	0	鳥取県	34	32	0	0
福島県	106	95	0	1	島根県	36	31	0	0
茨城県	124	111	0	0	岡山県	121	103	1	2
栃木県	126	118	0	1	広島県	147	130	1	2
群馬県	196	185	0	0	山口県	94	84	0	0
埼玉県	240	208	0	0	徳島県	39	36	0	0
千葉県	360	309	0	1	香川県	61	54	0	0
東京都	2189	1928	15	20	愛媛県	78	70	0	0
神奈川県	592	525	0	3	高知県	63	58	0	0
新潟県	118	107	0	2	福岡県	331	268	1	4
富山県	38	35	0	0	佐賀県	48	47	0	0
石川県	76	69	0	0	長崎県	73	66	0	0
福井県	69	64	0	0	熊本県	116	101	1	0
山梨県	58	52	0	0	大分県	75	68	1	0
長野県	168	148	0	2	宮崎県	55	52	0	0
岐阜県	106	89	0	0	鹿児島県	60	54	0	0
静岡県	245	220	0	2	沖縄県	90	82	0	0
愛知県	167	142	0	3	都道府県計	9241	8126	22	57
三重県	167	142	0	3					
滋賀県	83	72	0	1	内閣府	975	850	17	5

(注) 定款変更による所轄庁の変更があった場合は、申請数、認証数ともに新たな所轄庁の欄へ移動させています。

また、解散の場合には申請数、認証数ともに減算しています。

受理数(累計) 認証数(累計) 不認証数(累計) 解散数(累計)
 合計 10216 8976 39 62
 出所: <http://www5.cao.go.jp/seikatsu/npo/data/pref.html> (2002年12月18日)。

7位であるにもかかわらず、NPO法人の認証数は全国で第4位に位置しているのだ。ちなみに、人口数が北海道より多い愛知県、埼玉県、千葉県では、認証数がおのおの244, 208, 309となっている。では、われわれは北海道の352という数字をどのように読みとればよいのであろうか⁽⁷⁾。次章において、この点を検討してみたい。

3. 北海道における特定非営利活動法人の現状

(1) 北海道における特定非営利活動法人の特色

北海道の場合、2002年9月末の段階で、332の団体がNPO法人としての認証を受けている⁽⁸⁾。北海道における認証団体のうち、もっとも活動がさかんな分野は、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」で、62.7%を占めるにいたっている。これにつづくのは、「社会教育の推進を図る活動」であるが、同活動の割合は37.7%しかない。以下、「まちづくりの推進を図る活動」が37.3%、「子どもの健全育成を図る活動」が31.0%となっている。他方、もっとも活動が不活発な領域は、「災害救援活動」で、その数値はわずか2.7%にとどまっている。それに、「地域安全活動」、「男女共同参画社会の形成の促進を図る活動」、「人権の擁護又は平和の推進を図る活動」とつづき、その割合はおのおの3.6%、4.2%、8.4%となっている。これをNPO法の規定する活動の種類別番号にしたがって、活動のさかんな分野からならべていくと、①、②、③、⑪、④、⑤、⑫、⑨、⑧、⑩、⑦、⑥の順となる。ここで、この結果を全国レベルの動向と比較してみよう。全国では、うえから3番目に位置している⑫の「前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」が、北海道では上位7番目にランクされている点が唯一全国の順位と異なる点である。

周知のように、大多数のNPO法人はその申請に際して、複数の分野を活動項目として掲げている。たとえば、北海道の場合、12の分野すべてを掲げ

ている団体が2ある。したがって、上記の数字を合計してもその数値は100%とはならない。そこで、つぎに、各NPO法人の活動をおもなもの1つだけに限定して、活動領域の特色をみてみよう。2002年11月末の時点では、北海道における認証団体のうち、約5割(48.3%)にあたる170の団体の活動内容は「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」となっている。そして、以下、「まちづくりの推進を図る活動」54(15.3%)、「文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」38(10.8%)、「環境の保全を図る活動」35(9.9%)とつづく。逆に、認証数の少ない分野は、「災害救援活動」および「地域安全活動」であり、その数値は0(0%)となっている。それにつづくのが、「男女共同参画社会の形成の促進を図る活動」の1(0.3%)である⁽⁹⁾。これをNPO法の規定する活動の種類別の番号に置き換えると、多い方から順に、①、③、④、⑤、②・⑪、⑨・⑫、⑧、⑩、⑥・⑦となる。さきほどの複数回答の場合と異なり、②の「社会教育の推進を図る活動」の順位が大幅に後退しているのがわかる。このことは、北海道において、社会教育の推進のみを目的に活動しているNPO法人がいかに少ないかを示している。

つぎに、NPO法人認証の時系列的な変化についてみてみると、2000年1月の時点で59あったNPO法人は、その翌年の2001年1月には159団体、2002年1月には256団体と、年間およそ100団体のペースで設立されていっている⁽¹⁰⁾。

では、地域別の分布はどのようになっているのであろうか。北海道のなかでもっとも認証団体数が多いのは札幌市で、2002年11月30日の時点でじつに166の団体が存する。これは、北海道内の認証団体のうちの47.2%を占めている。北海道には、14の支庁が存在しているが、札幌市(本庁)につづいて支庁管内別の認証団体数が多いのは十勝支庁であり、その数は34(9.7%)となっている。つづいて、石狩支庁の25(7.1%)、上川支庁の23(6.5%)、胆振支庁の20(5.7%)となる。これを詳細にみてみると、石狩支庁の場合、札幌のベッドタウンともいえる千歳市(6団体)、石狩市(6団体)、江別市(5団体)、北広島市(4団体)などをふくんでいるため、その数値がたか

くなるのも当然といえよう。同様に、上川支庁には、道内第2の人口規模をほこる旭川市があり、同市の15団体という数が支庁全体の認証数をあげている。その点、十勝支庁においては、14団体を有する帯広市があるものの、団体数が0という町村は同管内20市町村中、わずか7町村(35.0%)しか存在していない。他の支庁の場合、認証団体数0という自治体を多くふくんでいるが、十勝支庁では、1団体の自治体が4(20.0%)、2団体の自治体が8(40.0%)と、認証団体が管内の各自治体にまんべんなく散らばっているのが特徴である。逆に、認証団体数をもっとも少ないのは宗谷支庁と日高支庁で、その数はわずか1のみである(宗谷支庁は稚内市、日高支庁は平取町)。それにつづくのが、檜山支庁の2(江差町：1、今金町：1)、根室支庁の3(中標津町：1、標津町：1、羅臼町：1)、留萌支庁の4(留萌市：4)である。これらの数字からも明らかなように、北海道では地域(支庁)ごとに認証団体数に大きなばらつきがみられる。

さて、ここで、興味深い調査結果を紹介しよう。これは「道内市町村のNPO促進施策の取組」と題する調査で、NPOをはじめとする市民活動への各市町村の姿勢を問うたものである(2001年7月から翌8月にかけて実施)⁽¹¹⁾。これによれば、市民活動を所管する専門部署をもうけている市町村は北海道内の212市町村中14市町村(6.6%)しかないことがわかる。これを支庁別でみると、石狩、檜山、釧路の各支庁で20.0%の設置率となっている。逆に、専門部署の設置数が0なのは渡島、後志、留萌、宗谷、網走、胆振、日高、根室の各支庁である⁽¹²⁾。調査の年月日が異なるものの、うえで紹介した支庁別の認証団体数とこの調査結果とのあいだには若干の関連があるように思われる。すなわち、認証団体の割合のたかかった十勝(9.7%)、石狩(7.1%)、上川(6.5%)の各支庁をみると、専門部署の設置数もおのこの15.0%、20.0%、4.2%と、0%とはなっていない。また、認証団体数のもっとも少なかった宗谷支庁と日高支庁には、専門部署はいっさい設置されていない。これらの数字をみるかぎり、行政のバックアップ体制が整備されてい

る地域においては、NPO活動も比較的さかんであるといえよう。とはいえ、たとえ行政が万全の支援体制を構築したとしても、住民およびNPOの側でそれを活用していただくだけの意気込みを有していないことには、制度は有効に機能しないのである。

その点に関連して、2001年2月に北海道が実施した「平成12年度道民生活基礎調査」の結果を検討してみよう。ここでは、「NPOについてご存知ですか」との問いがもうけられていたが、「知っている」と回答した割合がもっともたかかったのは、十勝支庁で、その数値は26.5%であった（第2位は17.1%）。また、「言葉は聞いたことがある」とする答えは43.9%で（第2位は40.8%）、両方をあわせると、十勝支庁においてははじつに70.4%もの人々がNPOということばについて知っているということになる（第2位は54.2%）⁽¹³⁾。ここからも、十勝支庁においては、他の支庁にくらべ、NPO活動に対する住民の意識が比較的たかいとみてよい。また、「NPOの報酬授受に対する考え」に関する設問では、「適正な報酬が必要」との回答が37.9%におよんでおり、これも他の支庁にくらべ、たかい数値を示していた（第2位は30.8%）⁽¹⁴⁾。この点からは、非営利の組織であっても、NPOが収益をあげることはなんら不思議ではないという当然の事実が住民のあいだで認識されていると考えてよからう⁽¹⁵⁾。

ところで、道内352のNPO法人のうち、北海道で第1番目に認証された団体は空知支庁管内に位置する「ふらの演劇工房」（篠田悠一・理事長）である⁽¹⁶⁾。同NPO法人の認証は1998年2月23日であったが、これが全国でもはじめてのケースとなった。ちなみに、ふらの演劇工房の事務所は富良野市にあるが、同市はテレビドラマ「北の国から」の舞台として日本中に名をとどろかせた地である。ここで、もう少し詳しく同法人の活動内容を見てみよう。定款第3条では、その目的として、「富良野地域の人々また富良野を愛する人々に対して、演劇文化の創造と発信に関する事業を行い、地域の恵まれた自然環境を舞台として、演劇の持つ『癒す』『育む』という可能性に着目し

ながら、演劇活動から生まれる感動を共有し、『演劇のまち富良野』として地域文化の形成に寄与すること」を掲げている。また、同法人は、その活動領域として、以下の4点をあげている(同定款第4条)。すなわち、(1)文化、芸術の振興を図る活動、(2)まちづくりの推進を図る活動、(3)子どもの健全育成を図る活動、(4)医療・福祉の増進を図る活動、である⁽¹⁷⁾。

同演劇工房は、2000年10月にオープンした全国初の公設民営劇場である、「富良野演劇工場」の管理・運営を富良野市より委託されている。同劇場は、「北の国から」の原作者であり、かつふらの演劇工房の“創造役”である倉本聰氏のサポートを得て建設された。この劇場の運営理念は、「1.『演劇ソフトの生産工場』としての特色を生かし、演劇文化の創造と発信活動を通して『大いなる感動を生み出すための活動拠点』とする」、「2. 民間による柔軟で独創的な運営をはかり、市民に愛され活用される『市民文化の活動拠点』とする」、「3.『北の国から』に象徴される富良野の精神文化を継承・発展させるとともに『町おこしのエネルギーを生み出すための活動拠点』とする」となっている⁽¹⁸⁾。また、事業内容としては、「1. 演劇の創造と鑑賞(富良野塾、地域の劇団などの公演。創作活動への参加)」、「2. 学校演劇の支援と育成(高校演劇祭の誘致。演劇、舞台、芸術などのセミナー)」、「3. 演劇と健康(演劇を通じて心と体の回復をはかる)」、「4. 市民芸術活動の支援」、「5. 富良野演劇工場の管理・運営」があげられている。ここで興味深いのが、第3番目の演劇と健康との関連である。ふらの演劇工房の定款のなかのことばをつかえば、「演劇リハビリテーション事業」がこれにあたる。ここでいう演劇リハビリテーションとは、公演の準備段階から実際の演技、ワークショップなどの演劇を媒介として高齢者、障害者らの内側にある生きる力を引きだそうとするところみのことをいい⁽¹⁹⁾、たとえば、演劇の小道具や観客席の台を製作するといったことや障害をもつ高齢者が幼稚園児と一緒に演劇的ゲームに参加するワークショップ、手話劇の上演などもおこなわれている⁽²⁰⁾。

さて、ふたたび北海道内のNPO法人の話題にもどるが、道内ではNPO

法施行後約4年のあいだに、すでに1団体が解散をしている。そのNPO法人は「北海道アフリカ協会」(事務所：札幌市)で、解散の期日は2002年8月5日となっている(認証は、1999年4月9日)。ちなみに、同協会の設置趣旨は、「アフリカ諸国及び国際開発協力国に対し、経済、技術、文化、防災等の協力提携事業などの国際協力活動を行い、もって北海道との友好親善関係の増進及び相互の繁栄に寄与すること」にあった⁽²¹⁾。もともと同会は消防士の退職者が中心となって設立した団体であったが、メンバーの高齢化などが原因となり、解散という選択に追い込まれたようである⁽²²⁾。

(2) 北海道における特定非営利活動法人への支援体制

(a) 北海道市民活動促進条例と北海道立市民活動促進センター

ここでは、北海道におけるNPO法人をふくむ市民活動全般に対する支援体制について検討する。

まずはじめに、北海道内のNPO法人をはじめとする市民活動の支援を目的として、2001年3月30日には、「北海道市民活動促進条例」が施行されている⁽²³⁾。同条例は、その前文において、「市民活動の一層の促進を図り、地域に暮らす一人一人の取組によって支えられる多様で豊かな地域社会からなる自律した北海道を目指すため、この条例を制定する」と、条例制定の趣旨について述べている⁽²⁴⁾。

また、同条例では、市民活動を活発化させるために、「北海道立市民活動促進センター」の設置が謳われている。同センターの事業としては、以下の6点が明記されている(同条例第17条)。すなわち、①市民活動団体等の交流及び連携の促進のために施設及び設備を提供すること、②市民活動に関する情報を収集し、及び提供すること、③市民活動に関する学習機会を提供すること、④市民活動に関する人材を育成すること、⑤市民活動に関する調査研究及びその成果の普及を行うこと、⑥その他設置の目的を達成するため必要な事業、である。とりわけ、④との関連では、北海道立市民活動促進センター

図 3 市民活動団体スタッフ養成講座—全日程のプログラム—

回	月	日	曜	テーマ	10:00	11:50	13:00	14:50	15:00	16:50		
<第一部> NPO・NGOとこれからの社会												
1	9	22	日	オリエンテーション・ワークショップ	ワークショップ (互いを知り合う, 経験の共有)							
2	9	23	祝	オリエンテーション・ワークショップ	森良 (ECOM) & さっぽろ自由学校「遊」 ワークショップ (課題の共有)							
3	9	28	土	市民が取り組む課題①環境	市民がつくるエネルギー	森良 (ECOM) & さっぽろ自由学校「遊」	北海道の自然環境	環境を考えるワークショップ	高木晴光 (ねおす)	高木晴光 (ねおす)		
4	9	29	日	市民が取り組む課題②開発	アジア太平洋とのつながり	越田清和 (PARC)	車いすを通じた国際協力	外国人と医療	吉田三千代 (飛んで!車いす)	芦田科子 (エスニコ)		
5	10	5	土	市民が取り組む課題③人権	子どもの権利ワークショップ	木村里美 (北海道CAPをすすめる会)	多様な性のあり方	障害者の自立と支援	松井多美 (ピーナツハート)	小谷晴子 (札幌アシストセンター)		
6	10	6	日	社会の中のNPO (概論)	NPOと新しい社会づくり	樽見弘紀 (北海学園大学)	グローバルな課題とNGO	NPOの経営と働き方	君島東彦 (北海学園大学)	佐藤郁夫 (札幌大学)		
7	10	12	土	社会の中のNPO (協働)	地域とのつながり	山本幹彦 (当麻エコカルコミュニティー)	NPOと生涯学習	NPOと地域通貨	細谷洋子 (図書館問題研究会)	館崎やよい		
8	10	13	日	社会の中のNPO (支援)	NPOに対する行政の支援施策	北海道環境生活部生活振興課	サポートセンターの役割	NPOを支える制度づくり	サポートセンター	NPO		
9	10	14	祝	社会の中のNPO (企業, 行政)	北海道環境生活部生活振興課	NPOと行政との協働	NPOと企業との協働	異業種交流と起業	札幌通&飛んで	坂崎雄一郎 (北海道元氣にする会)		
<第二部> NPO・NGOと調査研究												
10	10	19	土	リサーチに向けて (調査概論)	市民調査の意義	市民調査の実例	市民調査の手法	市民調査の手法	北大宮内ゼミ			
11	10	20	日	リサーチに向けて (課題設定)	調査テーマを構想する	北大宮内ゼミ & さっぽろ自由学校「遊」	調査の進め方を構想する	調査案の検討	グループ調査 (ワールドワーク, インタビュー)			
12	10	21	月	リサーチ実施	グループ調査	グループ調査 (ワールドワーク, インタビュー)						
13	10	22	火	リサーチ実施	グループ調査	グループ調査 (ワールドワーク, インタビュー)						
14	10	23	水	中間報告	中間報告①	中間報告②	今後の調査に向けて	今後の調査に向けて	北大宮内ゼミ & さっぽろ自由学校「遊」			

15	10	24	木	リサーチ実施	グループ調査 (フィールドワーク, インタビュー)
16	10	25	金	リサーチ実施	グループ調査 (フィールドワーク, インタビュー)
17	10	26	土	リサーチまとめ	調査結果のまとめ方 まとめ作業① まとめ作業②
18	10	27	日	リサーチ報告	北大宮内ゼミ&さっぽろ自由学校「遊」 リサーチの報告① リサーチの報告② 相互評価と振り返り 北大宮内ゼミ&さっぽろ自由学校「遊」
〈第三部〉NPOのマネジメントと実務					
19	11	2	土	NPOの実務 (設立, 仲間づくり)	NPO法人の設立と申請 仲間集め, 組織づくり 参加のデザイン 北海道NPOサポートセンター 世古一穂 (NPO研修・情報センター)
20	11	3	日	NPOの実務 (組織運営)	組織運営に関するワークショップ 北海道ワーカーズコレクティブ連絡協議会
21	11	9	土	NPOの実務 (アドボカシー, 市民融資)	キャンペーンと政策提言 市民融資について 北海道におけるNPO融資 田中優 (未来バンク) 田中優 (未来バンク) 佐藤隆 (NPO推進北海道会議)
22	11	10	日	NPOの実務 (企画立案)	企画立案に関するワークショップ 地域支援クラブ
23	11	16	土	NPOの実務 (広報, プレゼン)	コミュニティFM 効果的な広報のあり方 プレゼンテーション手法 加藤知美 (さっぽろ村コミュニティ工房) 吉田理映子 (さいたまNPOセンター) 森田麻美子 (ボラナビ倶楽部)
24	11	17	日	NPOの実務 (会計, 資金獲得)	会計実務 資金の獲得 (助成申請) 資金の獲得 (融資) 小沼千佳子 (会計実務) 促進センター相談員 蔵重 (日本政策投資銀行) NPO実地研修
25				実地研修	NPO実地研修
26				実地研修	NPO実地研修
27				実地研修	NPO実地研修
28	11	30	土	研修の報告	報告① 報告② 相互評価と振り返り さっぽろ自由学校「遊」
29	12	1	日	NPOを構想する	NPOを構想するワークショップ 森良 (ECOM)&さっぽろ自由学校「遊」
30	12	7	土	全体振り返り	NPOの発表会 全体振り返り① 全体振り返り② さっぽろ自由学校「遊」

出所: <http://www.fureizaizaidan.or.jp/npo.html> (2002年12月22日)。

では、全日程 30 日からなる「市民活動団体スタッフ養成講座－NPO・NGO スタッフトレーニング」がおこなわれている。同講座は、「市民活動団体のスタッフとして活動していくことを希望する市民を対象に、NPO・NGO の取り組みや運営についての知識と実践的な能力を身につけるための研修」であり、30 名を定員としている（受講料は無料）。ちなみに、2002 年度の場合、実際の受講者は 35 名であり、年齢層は 21 歳から 78 歳までと広範にわたっている。とはいえ、受講生の大半は職業をもたない若年層であり、その者たちのほとんどがコミュニティ・ビジネスへの進出をねらっているという⁽²⁵⁾。図 3 をみても明らかなように、この講座は、実際の NPO 法人の活動に携わる者たちを講師とし、NPO 法人の現状と課題を受講者に提示し、そのうえで、グループによるフィールドワークをおこない、最終的には NPO 法人の設立に必要な申請方法、人集め、組織づくりや資金獲得の問題までをとりあげており、きわめて実践的な内容となっている。ちなみに、同センターの設立は 2001 年 4 月 1 日であったが、同年 6 月から翌 2002 年 10 月末までの期間をつうじて、およそ 2 万 3,932 名の利用があったようである⁽²⁶⁾。ちなみに、北海道は同センターに対して、1 億 729 万 6 千円の補助をおこなっている⁽²⁷⁾。

ところで、北海道市民活動促進条例が制定される前段階として、北海道では「NPO 活動促進検討委員会」が設置され、1998 年 8 月から 2000 年 3 月まで合計 11 回におよぶ会合をもっている。そして、その議論を受けて、「北海道の NPO 活動促進に関する提言」がまとめられたのである⁽²⁸⁾。同提言は、NPO 活動を促進するための条例制定の必要性についてふれ、「促進条例は、何より、市民の主体的活動を促すことに意義があり、市民が自由に活動を始め、継続できるような社会的理解が図られる環境を整えていくものとするのが重要」としたうえで、「NPO と企業と行政が、イコールパートナーとして、相互の役割と責任を果たしていけるようなものとするべきであり、とりわけ、道民の意見を映した実効性の高い条例とするためには、道として、取り組むべき施策の基本的方向を明示する必要がある」と述べている。この NP

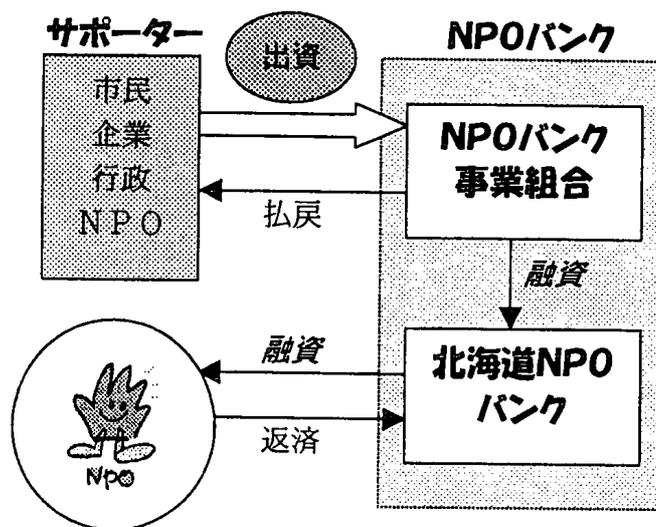
〇活動促進検討委員会の提言を十分とりいれたかたちで、先述の北海道市民活動促進条例が成立したのである。

ここで留意しておかなければならないのは、北海道のNPO活動促進に関する提言でもふれられている活動資金調達の困難さである。同提言のなかでは、「市民活動の多くは、活動に参加する人々の会費や、篤志家などの寄付金で支えられており、活動資金に関する悩みを抱えているNPOは多い」との記述がみられる⁽²⁹⁾。この点に関して、北海道では他の都府県にはないユニークな制度が存在している。それが、つぎに紹介する「NPOバンク」である。

(b)NPOバンクの実態と問題点

このNPOバンクのしくみを図示したものが図4である。NPOバンクは、「道民による道民のための市民活動を相互に支援する金融システム」であり、「地域の課題解決や地域資源の活用などに積極的に取り組むNPOなどの市民活動団体に融資を通じて支援する」ことを活動の中心にすえている。また、NPOバンクとは、こうした金融システムの総称をいい、同バンクは、「出資を募るNPOバンク事業組合と、NPOなどの市民活動団体に融資することを目的として設立された特定非営利活動法人北海道NPOバンクにより構成」されている⁽³⁰⁾。

図4 NPOバンクのしくみ



出所：http://npo-hokkaido.org/bank_hp/index.htm (2003年1月7日)。

ここでいう「北海道NPOバンク」について若干説明をくわえておこう。これは、NPO活動を支援するためのNPO法人であって、2002年10月4日に認証を受けた団体である。定款には、「この法人は、市民活動団体(NPO)やワーカーズコレクティブ等に対する資金面での支援、特に資金融資等を通して、事業の基盤強化、事業遂行力の向上に繋がる経営全般のサポートを行うことを目的とする」と記載されている⁽³¹⁾。北海道NPOバンクのような組織が登場してきた背景には、多くのNPO法人において、財政基盤が脆弱であり、そのうえ一般金融機関からの融資を受けることがきわめて困難という現実がある。たとえば、全国のNPO法人を対象とした経済企画庁の調査(1999年度)によると、年間総収入額が1,000万円未満の団体は、NPO法人全体の63.1%にもたっしている。しかも、そのうち、年間総収入額が200万円未満という団体が、じつに42.6%を占めている⁽³²⁾。また、NPOバンクの設立にさきだって、NPO推進北海道会議が道内の約120のNPO法人を対象に実施したアンケート調査では、およそ7割の団体がNPOバンクの設置をつよく望んでいたという結果がでていいる。なかでも、多額の運転資金を要する介護保険や自然観察などを目的とする団体ほど、この傾向がよかったという⁽³³⁾。こうしたNPO法人がかかえる資金調達の困難さという事態を打破すべく、北海道NPOバンクのアイデアが登場してきたのである。

先述したように、NPOバンクは「出資を募るNPOバンク事業組合と、NPOなどの市民活動団体に融資することを目的として設立された特定非営利活動法人北海道NPOバンクにより構成」されている。この背景には、「事業組合は、北海道NPOバンクが非営利のNPO法人であるため、出資を直接受けることができないので、出資金の受け皿として民法667条に基づいて設立」せざるを得なかったという事情が関係している⁽³⁴⁾。なお、出資者=組合員の資格であるが、いちおう理事会による審査をもうけているものの、20歳以上の個人または企業や団体などであれば、原則としてだれもが加入する

ことができるようになっている。出資額は、一口1円単位で、1万口以上の出資を条件としている。出資金は、年1回組合が定めた期間に払戻しすることができるが、出資金の元本は保証されていない。また、出資金に対する配当については、「当分の間、組合には剰余金が生じないため、配当を行うことはありません」とされている⁽³⁵⁾。

ところで、融資の条件についてであるが、NPOバンクでは以下の5点を掲げている。

- ① 融資対象は、事業組合の組合員かつ、事業目的に社会性がある北海道内のNPO又はワーカーズコレクティブに限定します。
- ② 融資額は、200万円を限度とし、期間は原則1年以内に限りませす。
なお、2期以上の事業実績がある場合は、200万円の範囲内で「出資額×100」まで融資しますが、それ以外の場合は「出資額×10」までとします。
- ③ 資金使途目的は、運転資金である場合を中心に融資します。
- ④ 融資判断に際しては、必ず審査委員会の委員による面接を行います。
- ⑤ 融資先の代表者の個人保証及び連帯保証人1名をつけていただきます。

また、申し込みに際しては、6点の書類の提出が義務づけられている。すなわち、①申込書(所定の用紙)、②決算書(3期分)、③事業計画書(書式自由。所定の用紙もあり)、④収支返済計画書(書式自由)、⑤連帯保証確認書(所定の用紙と所得証明書または源泉徴収票の写し)、⑥納税証明書、である(図5参照)。これら6点の提出書類をもとに7名のメンバーからなる審査委員会において審査がおこなわれる。審査のポイントとしては、①目的の社会性、②経営責任者の評価、③経営チェック体制、④組織の状況、⑤事業の状況、⑥事業計画および実施体制、⑦財務状況、⑧資金繰り状況、⑨連帯保証人、の9点があげられている。この9点を中心にして、審査委員は2名ずつのペアとなり、審査にあたる。その際、審査委員は融資判定表を作成する。

この判定表とは、上記の9項目を点数化したもので、書面審査70点分、面接審査30点分の計100点満点となっている。審査の結果、合計点数が35点未満の場合には、面接審査にまでいたらないケースもあるようだ。また、面接審査にすすんだ場合、審査委員は融資申込先の経営責任者と直接面談をするだけでなく、必要と思われる際には、NPO法人の事業所を訪問する場合もある。そして、審査委員会では、この融資判定表をもとにして、融資の可否を多数決によって決定するのである。また、万一融資がおこなわれないNPO法人に対しては、審査項目にそった総評(コメント)を提供することとなっている。このように、審査委員会では透明性と客観性を重視した審査をおこない、「多くのNPO法人に融資の道を開こうとしている」(上野昌美・審査委員長〔公認会計士・税理士〕) 姿勢がうかがわれる⁽³⁶⁾。

図5 事業計画書

事業計画書

年 月 日

ふりがな	
団体名	
ふりがな	
代表者氏名	
代表者略歴	個人の経歴, 経営者としての経歴

事業の概要

事業立ち上げの動機, 対象者, 商品・サービスの内容・独自性, 提供方法, 保有する施設・設備・技術, 将来のビジョンなど

市場性

地域のニーズ・ウオント, 競合する業者・商品・サービスとの比較, 標準価格との比較, 事業展開にあたって活用できる経験・技能・職歴・ネットワーク, 広告宣伝や販売管理(マーケティング)の方法, 販売ルートなど

持続性・発展性

どのように事業を持続させ、発展させていくのか。事業の実施体制、実施場所など。

リスクファクター

問題が起こるとしたら何が考えられるか。それへの対処方法はあるか。

資金計画

向こう3年間の資金計画について、資金需要の目的、調達方法を記入。

	項目	当事業年度 (年 月期)	翌事業年度 (年 月期)	翌々事業年度 (年 月期)
資金 需要 目的				
	合計			
資金 調達 方法				
	合計			

業績計画

		当事業年度	翌事業年度	翌々事業年度
収 入	会費			
	寄付金			
	事業収入			
	補助・助成金			
	受託事業			
	その他			
	合 計			
支 出	事業費			
	管理費			
	その他の支出			
	合 計			
当 期 収 支				

(注意)

- ・事業計画書は、融資申込書の内容と重複しないようにご記入願います。
- ・この様式はあくまで様式の見本であり、自由に作成してかまいません。

出所：http://npo-hokkaido.org/bank_hp/index.htm (2003年1月7日)。

こうした方針にもとづいて、2002年10月28日から翌11月11日までの期間、融資の募集がおこなわれた。募集初日に開催された第1回目の個別説明会には、介護や障害者ボランティアにとりくむ9団体からの相談があったものの、当日の申請件数は0件であった⁽³⁷⁾。その後、11月2日には、理事・審査委員による第2回目の個別説明会を実施するなど、北海道NPOバンクの側において懸命な努力がなされ、受付期間中の相談件数は、27件にたった。そのため、当初、関係者のあいだでは15件前後の申請を予想していたようである。しかしながら、受付の最終日に書類を正式に提出した団体はわずか2団体しかなかった。ここで、「正式に」と記した背景には、この2団体以外に

書類に不備のある団体がいくつかあったからで、それらの団体のとりあつかいが焦点となった。結局、書類に不備のあった団体への配慮から、締切日が11月15日まで4日間延長されるという判断がくだされた。その結果、最終的に申請団体の数は、9となった。これら9団体の融資希望総額は1,210万円であり、うち、最高金額は200万円、最低金額は30万円であった。また、9団体の地域的な分布としては、7団体が札幌市内に事務所をおいており、のこりは、釧路市、函館市におのおの事務所をおく団体であった。つぎに、分野別でみると、介護・福祉関係が5件、環境が3件、まちづくりが1件となっていた。9団体のうち、じつに8団体までが融資の使途として運転資金をあげており、開業資金をあげた団体はわずか1団体のみであった⁽³⁸⁾。

審査の途中、2団体から融資辞退の申し込みがあったため、最終的に、7団体が審査の対象となった。その結果、総額930万円を6団体に融資することが確定した(12月6日。なお、理事会の承認は12月11日)。審査によって、融資不可となった団体は30万円を希望していたNPO法人で、その理由としては、さきの審査項目のうちの⑥、⑦、⑧に関連する「事業計画」、「財務状況」、「資金繰計画」などの審査項目の点数がひくかったからのようである。また、融資の辞退を申しでた2団体に関して、上野審査委員長は、「融資の概要について十分理解していただけなかった」、「申込書類や審査資料が少なからず煩雑だった」の2点をその理由としてあげている⁽³⁹⁾。ちなみに、融資のきまった6団体のうち、札幌市に事務所をおく団体は4、釧路市、函館市に事務所をおく団体はおのおの1となっている。分野別では、介護・福祉、環境保全関係の団体で、資金の使用目的はみな運転資金となっている⁽⁴⁰⁾。

今回の融資に際して、話題となったのが申請手続きの煩雑さである。これは審査にあたったメンバーでさえ認めている点であり、「今回の経験をふまえて、審査書類、審査方法なども改善して行きたい」と述べている⁽⁴¹⁾。では、どのような点が煩雑であったのか。つぎに、申請手続きの問題点について注目してみたい。先述したように、今回の融資受付に関しては、申請の締切日

が当初予定の2002年11月11日から4日間延長され、11月15日までとなった。この延長期間中に申請の申し込みをおこなったあるNPOの理事長は、提出書類の1つである、「連帯保証確認書の作成に手間取った」という。同理事長によれば、「理事の中でも保証人に名を連ねることにちゅうちょした人が多く、結局知人に頼まざるを得なかった」という深刻な事情があったようだ。また、今回の融資への申請をおこなわなかった複数のNPOの役員などは、「職を持たない主婦が中心で、所得証明書や源泉徴収票をどう入手すればいいのか悩んだ。サラリーマンはいいとしても、主婦にはハードルが高すぎる」として、提出書類に関する問題点を指摘している。こうした声に対して、上野・審査委員長は、「今回は初の融資であり、ある程度、条件は厳しくした。道から千五百万円の補助金を頂いており、他の団体とは状況が違う。連帯保証人は出資者への貸し倒れの担保として必要だ」と述べている。したがって、今後、NPOバンクの融資申請に関する手続きについてもさらなる検討をくわえていくことがのぞまれよう⁽⁴²⁾。

ところで、上野審査委員長の談話にもあった北海道からの補助金について付言しておきたい。これは、北海道が2002年度の第3回定例議会において、補正予算のなかに「創設支援補助金」としてもりこんだ1,500万円のことをさしている。当初、NPOバンクでは、出資金の目標総額として3,000万円をめざしていた。しかしながら、個人や法人からの出資だけでこの額を集めることはかなり困難であったため、2002年8月19日に、同バンクは北海道に対して出資の要請をおこなった⁽⁴³⁾。その8日後の8月27日には、堀達也知事が同バンクへの出資意思のあることを表明し、総額の半分をめどに検討がなされたという経緯がある⁽⁴⁴⁾。さらに、北海道からの出資を後押しした一因として、「市民活動団体基盤強化検討委員会」による中間報告をあげることができ⁽⁴⁵⁾。同委員会による中間報告は、すでに8月9日の段階で提出されていたものであり、そのなかで「市民活動団体が企業と同様に金融機関から融資を受けられる状況になるまでには、信用保証制度など様々な問題をクリアに

することが必要とされるが、これらが解決されるまでにはかなりの時間を要する。しかしながら、市民活動団体の資金需要は多く、資金繰りを確保するために道内ではNPO法人が自発的に、自らリスクを分かち合う融資制度を立ち上げようという動きが出てきた。この制度の実現のために必要な資金については、企業や個人を中心に集めることとなっているが、道内の厳しい経済状況を背景として資金集めは一朝一夕に進まないことを考えると、多くの市民活動団体からの融資希望に応えるためには、行政や市民活動を促進する公的な団体からも何らかの支援の必要性があると考えられる。特に、道内の市民活動団体を支援する立場の北海道に対しては、具体的な支援について提言する」と明記されていたからである⁽⁴⁶⁾。こうして、北海道からの出資金1,500万円を得たNPOバンクは、2002年12月21日までの時点で目標額の出資金総額3,000万円を超える3,158万円を集めるまでにいたった。なお、出資者の内訳は、市民団体が33、企業が4、個人が108となっていた⁽⁴⁷⁾。

だが、目標の出資金総額である3,000万円が集まったからといって、それで十分というわけではない。たとえば、同バンクの設立に深くかかわった佐藤隆・NPO推進北海道会議事務局長は、同バンクが「小口の資金需要にしか対応できないため、将来的には大きな規模に対応する別の仕組みが必要になる」との見解を示しているし⁽⁴⁸⁾、NPOバンク理事長の杉岡直人氏にいたっては、「できれば開業資金へも積極的に融資したいので、個人的には原資は三億円が必要と思っています。米国のピッツバーグにはNPOだけの高層ビルがあります。普通の企業のサラリーマンのように勤務し、しかも仕事は社会に役立つので生きがいを持てる。そのようなNPOを育てたいし、寄付でまかなえば、いずれ金利もゼロになると思います」との壮大な構想を抱いているからである⁽⁴⁹⁾。となると、今後、大口の融資制度の構築に向けて、同バンクの関係者はもちろん、市民や行政の側においても有意義な知恵を積極的にだしあっていくことが求められよう。

このほかにも、NPO法人による資金調達のための方策として、「ねっとぼ

金」というところみがある。これは、札幌市に事務所をおくNPO法人ボラナビ倶楽部が、NPO活動の支援を目的として、2001年9月より開始したインターネット募金のサイトのことである。同倶楽部によると、「ねっとぼ金は、北海道で活動するさまざまなボランティア団体を応援する“ボランティア活動応援メディア”」であるそうだ⁽⁵⁰⁾。具体的には、各団体の最新の活動内容を紹介したポータルサイトに募金者がアクセスをし、みずから応援したいと考える団体に募金するシステムである。募金者は、インターネットの画面から登録し、その後郵送されてくるコンビニの振込票で募金をおこなうというわけだ。2002年11月末時点で、同ねっとぼ金の募金件数は135件で、募金総額は143万4,352円にたっている。また、ねっとぼ金には、129団体が登録しており、登録の可否にあたっては、審査会の審査をパスせねばならない。この審査会には、北海道副知事や石狩支庁長など行政側の代表も参加しており、行政とNPO法人との連携の事例といえる⁽⁵¹⁾。

4. 結び—特定非営利活動法人と行政（北海道）との関係—

以上みてきたように、わが国のNPO法人の大半は、きわめて深刻な財政状況におかれている。では、行政の側において、これらをサポートするためのなんらかの手だてが講じられているのであろうか。たとえば、税制面での優遇措置について着目すると、1998年3月25日に成立したNPO法には、そのような視点はもりこまれなかった。その後、各方面からの批判により、2001年3月28日には「租税特別措置法等の一部を改正する法律案」が国会を通過し、NPO法人への支援税制の道が開かれた。しかしながら、この法案は当初、NPO議員連盟による議員立法として国会に提出されるはずのものであったが、最終的には財務省の詳細なチェックの入った政府提出法案となってしまったこともあり、NPO支援税制の本来の趣旨は完全に色あせてしまった。というのは、支援税制を受けることのできる認定NPO法人の要件がきわめ

て厳しいものとされてしまったからである。その認定要件とは、たとえば、総収入額の3分の1以上が寄付金および助成金であること、寄付者、受益者、活動範囲のいずれかが1市町村を超えてひろがっていること、などである⁽⁵²⁾。この法案に対しては当初から、一部のNPO関係者のあいだで、認定条件がNPOの活動実態に則しておらず、認定を受けることのできるNPO法人は多くて1割ほどであるとの見方が大勢を占めていた。実際、2001年10月1日の同法施行から1年以上たった翌2002年11月15日までのあいだに認定を受けたNPO法人の数は、9団体のみであった。これは、全国のNPO法人8,976団体(2002年11月30日現在)のうちのわずか0.1%でしかない。同法案の審議の過程において、内閣府は「5割が認定基準を満たす」との見解を示していたが、実体はまったく異なっているようである⁽⁵³⁾。この点、さらに行政の側で検討を重ねていく必要があるだろう。

また、都道府県レベルにおいては、たとえば、青森県、宮城県、鳥取県、岡山県で、自動車取得税や不動産取得税の減免を実施しているし、宮城県、大阪府、岡山県では法人住民税均等割の減免(税法上の収益事業をおこなうNPO法人が一定の基準を満たす場合)などをおこなっている⁽⁵⁴⁾。

それでは、北海道はどうであろうか。他の都府県同様、税法上の収益事業をおこなわないNPO法人に対する法人住民税均等割の減免という措置は講じられているものの、特段あたらしい優遇措置がとられているとはいえない⁽⁵⁵⁾。この点については、今後、さらなる改善がのぞまれよう。

つぎに、北海道のNPO法人に対する委託実績について注目してみると、2001年度の時点で計4件の委託事業がおこなわれている。事業の内容としては、「交流会企画、開催運営、成果取りまとめ」(随意契約)、「支援情報等の収集、体系整理、データベース案作成、データ入力」(随意契約)、「情報ボランティアの募集・登録等」(随意契約)、「安定的・継続的なNPOの運営を行える人材の育成」(プロポーザル方式)となっており、金額としてはおのおの189万円、310万円、435万6千円、921万3千円となっている。ちなみに、

NPO法の活動分野でいえば、これら4件の委託事業は、すべて「前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」となっているのが特徴である⁽⁵⁶⁾。これは、第3章でみたように、同活動が全国では上位第3位にランクされているものの、北海道においてはうえから7番目に位置しているといった実状を反映しているとみてよい。

この委託事業についてであるが、多数のNPO法人が厳しい財政問題をかかえていることと照らし合わせてみると、その件数が増加していくことはきわめて好ましいことのように思われる。しかしながら、現実問題として、わが国においてNPOと行政との関係が依然対等なものでないことは否定しがたい事実である。そうした関係のうえにNPOが行政に接近した場合、当該NPOは、「わずかな資金で行政に取り込まれ、『御用団体』へと墮落してしまう可能性が大きい」。また、行政の側においても、自分たちにとって都合のよい団体にのみ業務を委託していく危険性がたかい⁽⁵⁷⁾。そのため、行政からの委託事業を増加することが純粋にNPO活動の支援になるとはいきれない。とりわけ、北海道は、日本のほかの都府県にくらべて、官への依存体質が著しく顕著な土地柄である。この点は、『道民生活白書』（平成13年度版）においても指摘されており、「特に、北海道は、多様な地域・階層の出身者が移り住み、北海道開拓使の設置以降『官』がつくり上げた計画のもとに膨大な行政投資を伴った開発が進められてきたことが、『官』の存在を極めて大きなものとしたと考えられます」との記述がみられるほどである⁽⁵⁸⁾。こうした北海道の有する特殊性を考慮した場合、ただたんにNPOへの委託事業を増加したとしても、NPO本来の目的である自主・自律の精神をむしろ失ってしまうおそれがある。したがって、委託事業をおこなうにあたっては、行政とNPOの両者のあいだに好ましい緊張関係を築いたうえで、その作業をすすめていくことが重要である。そのためには、行政の側においてもNPO活動に対する理解をよりいっそう深めていくことが求められよう。その点において、北海道で現在検討されているNPOでの職員研修といった方策は有益で

ある⁽⁵⁹⁾。

先述したように、北海道内のNPO法人の数は全国第4位である。数多くのNPO法人が知恵をだしあい、行政との緊張感ある“パートナーシップ”を構築していけば、これまでの官依存体質ではない、あらたな“協働”のパターンがうみだされてくるはずだ。このように、北海道におけるNPO活動は、明治時代以来の北海道政の本質を変革するだけの可能性を十分に秘めているといっても過言ではない。そうした可能性を従来型の官依存気質によって消滅させることだけはなんとしても回避せねばならない。行政、NPO、住民のいずれもがこのことを肝に銘じて行動していく必要がある。

注

- (1) もちろん、わが国においてNPOに対する関心が急速にたかまった直接の契機としては、1995年1月の阪神・淡路大震災を指摘せねばならない。この点については、たとえば、田中尚輝『ボランティアの時代』（岩波書店、1998年）、18頁を参照されたい。
- (2) 市民活動団体基盤強化検討委員会『市民活動団体の基盤強化に向けて』（2002年12月）、1頁。
- (3) 新川達郎「市民・NPO・行政の新たなガバナンス」山本啓・雨宮孝子・新川達郎『NPOと法・行政』（ミネルヴァ書房、2002年）、120頁。
- (4) 同法は、法案の段階ではもともと、「市民活動促進法案」という名称であった。だが、自民党の村上正邦参議院幹事長からのつよいクレームにより、その名称が「特定非営利活動促進法案」へと変更され、ようやく成立をはかったという経緯がある（『朝日新聞』1997年12月16日、7面）。
- (5) ちなみに、2002年12月11日には、「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」が成立し、活動の種類に若干の変更がみられた。すなわち、④が「学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」にあらためられたのにくわえ、「情報化社会の発展を図る活動」、「科学技術の振興を図る活動」、「経済活動の活性化を図る活動」、「職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動」、「消費者の保護を図る活動」の5項目があらたに追加された。なお、同改正法の施行日は、2003年5月1日とされている。
- (6) http://www5.cao.go.jp/seikatsu/npo/data/pref_history.txt（2002年12月18日）。

- (7) この点に関して、たとえば、山岸秀雄・NPOサポートセンター代表は、「もともと北海道は社会運動が盛ん。案の定だった」との分析をおこなっている（『北海道新聞』1999年5月22日，1面）。
- (8) 北海道生活振興課資料。
- (9) 北海道環境生活部生活振興課資料（「特定非営利活動促進法に基づく法人設立認証申請の状況－平成14年11月30日現在－」）。
- (10) 市民活動団体基盤強化検討委員会『市民活動団体の基盤強化に向けて』（2002年12月），3頁。
- (11) 北海道環境生活部生活振興課NPO推進係資料（「道内市町村のNPO促進施策の取組」）。
- (12) ちなみに、それ以外では、空知支庁が2（7.4%）、上川支庁が1（4.2%）、十勝支庁が3（15.0%）となっている（北海道環境生活部生活振興課NPO推進係資料〔「道内市町村のNPO促進施策の取組」〕）。
- (13) 北海道環境生活部生活文化・青少年室生活振興課編『平成13年度版 道民生活白書』，121－122頁。
- (14) 北海道環境生活部生活文化・青少年室生活振興課編『平成13年度版 道民生活白書』，123－124頁。
- (15) 高比良正司『長続きするNPOの設立と運営の実際』（明日香出版社，2002年），20頁。
- (16) もともと、ふらの演劇工房は、文化財団としての活動をめざしていた。だが、資金面などでの問題に直面し、財団設立へ向けての動きが鈍化していた。そうした状況のなかで、NPO法が成立され、活動の方向転換をはかったという（『北海道新聞』2000年12月8日〔夕〕，7面）。
- (17) <http://www.furano.ne.jp/engeki/>（2002年12月21日）。
- (18) <http://www.furano.ne.jp/engeki/>（2002年12月21日）。
- (19) 『北海道新聞』1998年11月28日（夕），15面。
- (20) 『北海道新聞』1999年5月22日，1面および1999年6月22日，22面および1999年7月9日，22面。
- (21) <http://www.fureaizaidan.or.jp/nposearch/>（2002年12月22日）。
- (22) 関係者へのインタビュー（2002年12月18日）。
- (23) 北海道市民活動促進条例の策定にさきだって、同条例の素案に関するパブリック・コメントが実施された。当初は意見が殺到するのではないかと予想されていたものの、

実際にはわずか 2 件しかコメントが寄せられなかったという (関係者へのインタビュー〔2003 年 1 月 8 日〕)。

- (24) <http://www.pref.hokkaido.jp/kseikatu/ks-bssbk/npo.index.htm> (2002 年 12 月 22 日)。
- (25) 関係者へのインタビュー (2002 年 11 月 10 日)。
- (26) 『えぬびおん』第 2 号, 60 頁。
- (27) 北海道環境生活部資料 (「北海道における市民活動支援に係る取り組みについて」)。
- (28) <http://www.fureaizaidan.or.jp/nposearch/index02.html> (2002 年 12 月 22 日)。
- (29) <http://www.fureaizaidan.or.jp/nposearch/index02.html> (2003 年 1 月 7 日)。
- (30) http://npo-hokkaido.org/bank_hp/index.htm (2003 年 1 月 7 日)。
- (31) <http://www.pref.hokkaido.jp/kseikatu/ks-bssbk/npo.index.htm> (2003 年 1 月 7 日)。
- (32) 経済企画庁編『国民生活白書』(平成 12 年版), 147-148 頁。
- (33) 『北海道新聞』2002 年 6 月 5 日, 29 面。
- (34) http://npo-hokkaido.org/bank_hp/index.htm (2003 年 1 月 7 日)。
- (35) http://npo-hokkaido.org/bank_hp/index.htm (2003 年 1 月 7 日)。
- (36) NPOバンク事務局「NPOバンク サポーター便り」Vol.1 (2002 年 10 月)。
- (37) 『北海道新聞』2002 年 10 月 29 日, 27 面。
- (38) 『北海道新聞』2002 年 11 月 12 日, 33 頁および 2002 年 11 月 19 日, 23 面。
- (39) NPOバンク事務局「NPOバンク サポーター便り」Vol.4 (2002 年 12 月)。
- (40) 『北海道新聞』2002 年 12 月 22 日, 4 面。
- (41) NPOバンク事務局「NPOバンク サポーター便り」Vol.4 (2002 年 12 月)。
- (42) 『北海道新聞』2002 年 11 月 19 日, 23 面。
- (43) 『北海道新聞』2002 年 8 月 20 日, 28 面。
- (44) 『北海道新聞』2002 年 8 月 27 日 (夕), 12 面。
- (45) 市民活動団体基盤強化検討委員会とは、「市民活動団体が基盤強化を図っていくための環境整備のあり方や、当面必要な施策等について専門的見地からの幅広い検討を行う」ことを目的に設置された委員会のことをさしている (http://www.pref.hokkaido.jp/kseikatu/ks-bssbk/npo/m_bar2/k_05%20youkou.pdf〔2003 年 1 月 13 日〕)。
- (46) http://www.pref.hokkaido.jp/kseikatu/ks-bssbk/npo/m_bar2/k_04%203_4shou.pdf (2003 年 1 月 13 日)。
- (47) 『北海道新聞』2002 年 12 月 22 日, 4 面。

- (48) 北海道広報広聴課編『ほっかいどう』146号, 4頁。
- (49) 『北海道新聞』2002年11月9日(夕), 2面。
- (50) <http://www.npohokkaido.jp/volunavi/bokin/bokintop.html> (2003年1月13日)。
- (51) <http://www.npohokkaido.jp/volunavi/club/index.htm> (2003年1月13日)。
- (52) 雨宮孝子「NPOと法」山本啓・雨宮孝子・新川達郎『NPOと法・行政』(ミネルヴァ書房, 2002年), 43-50頁。
- (53) 『朝日新聞』2001年4月23日, 2面。
- (54) 市民活動団体基盤強化検討委員会『市民活動団体の基盤強化に向けて』(2002年12月), 21頁。
- (55) 市民活動団体基盤強化検討委員会『市民活動団体の基盤強化に向けて』(2002年12月), 21頁。
- (56) 関係者へのインタビュー (2003年1月8日)。
- (57) 田中敬文「NPOと行政とのパートナーシップ」山本啓・雨宮孝子・新川達郎『NPOと法・行政』(ミネルヴァ書房, 2002年), 194-195頁。
- (58) 北海道環境生活部生活文化・青少年室生活振興課編『平成13年度版 道民生活白書』, 149頁。
- (59) 関係者へのインタビュー (2003年1月8日)。